

JHF 総会傍聴規約

制定 2003年3月11日 総会

(目的)

第1条 本規約は JHF の総会を広く会員に公開する為に、傍聴に関する規定を定める。

(公開の原則)

第2条 総会は原則として公開とする。但し、会場の都合等で傍聴者の人数を制限しなければならない場合、会長は傍聴定員を定めることができる。

(総会傍聴の公示)

第3条 総会が開催される場合、事務局は傍聴に関する以下の事項を JHF が有する広報手段を通じて開催日の 30 日前までに会員に公示されなければならない。

- (1) 総会の開催日。
- (2) 傍聴者の人数を制限しなければならない場合はその定員。

(傍聴の申込み)

第4条 傍聴を希望するものは JHF が定める傍聴申込み用紙を予め請求し、氏名、住所、電話番号等、を記入し、郵送で7日前までに事務局に送らなければならない。

(事務局の役務)

第5条 事務局は総会の傍聴に関して次の業務を行う。

- (1) 申込み用紙を受理し傍聴希望者名簿を作成する。
- (2) 傍聴の人数の制限がある場合は先着順で傍聴者を確定する。
- (3) 傍聴券を発行し、傍聴確定者に送付する。
- (4) 傍聴確定者に漏れた傍聴希望者に対し、漏れた理由を明記した文書を送付する。

(傍聴者の遵守事項)

第6条 総会傍聴者は以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議開催中には傍聴券を携帯すること。
- (2) 会議開催中に発言をしてはならない。
- (3) 会議の進行を妨げる行為を行ってはならない。
- (4) 写真撮影、ビデオ撮影、録音等を行う場合は議決権を有する者の2分の1以上の同意を得なければならない。

(傍聴者の退場命令)

第7条 議長は、傍聴者が第6条に定める遵守事項に違反した場合、退場を命じることが出来る。

第8条 議長は、議案内容が個人のプライバシーに及ぶ場合、その議案審議に限り退場を命じることができる。

附則

この規約は 2003年3月12日より施行する。